

福山市物件の買入れ等条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する製造の請負及び物件の買入れ等（以下「物件の買入れ等」という。）において、入札後に入札に参加する者の必要な資格を審査し落札者を決定する条件付一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の事務に関し、福山市契約規則（昭和41年規則13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本競争入札の対象とする物件の買入れ等は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 物件の買入れについて1件の予定価格が150万円を超えるもの
- (2) 製造の請負について1件の予定価格が200万円を超えるもの

(入札参加資格要件)

第3条 本競争入札に参加できる者は、製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（平成16年告示第416号）により、入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）とする。また、次に掲げる要件を満たしていることとする。ただし、市長が特に理由があると認めた場合は、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 福山市内に本店を有する有資格者。ただし、物品の種類又は性質等によっては、福山市外に本店を有する有資格者も参加させることができる。
- (2) 物件の買入れ等に係る種目及び品目について認定を受けており、発注の基準に対応する等級に属している有資格者。ただし、物品の種類又は性質等によっては、入札参加資格要件として種目及び品目又は等級を定めないことができる。
- (3) 物件の買入れ等の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める要件を満たしている者。

(入札参加資格要件の決定)

第4条 契約担当課長は、物件の買入れ等を発注する要求主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案等を作成し、あらかじめ別に定める福山市物件の買入れ等入札参

加者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

- 2 物件の買入れ等の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市事務決裁規程（昭和41年訓令第2号）に定める決裁権者が決定する。
- 3 前2項の規定は、審議した事項を変更する場合について準用する。
- 4 前3項の規定に関わらず、次に掲げるものは審査会の審議を経ないで決定することができる。
 - (1) 1件の予定価格が1,000万円未満であるとき。
 - (2) 既に審査会へ諮った事項と同様の事項
 - (3) 既に審査会へ諮った事項の軽微な変更
(入札の公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、入札手続き等について定め、規則第27条及び第28条の規定に基づき公告するものとする。

（入札手続）

第6条 入札に参加しようとする者は、物件の買入れ等の公告に定める期限までに、入札書及び入札参加資格要件確認書を提出しなければならない。その他、別に指定する書類も併せて提出しなければならない。

- 2 入札に参加した者は、その提出した入札書及び入札参加資格要件確認書を書き換えし、引き換えし、又は撤回することができない。

（入札方法）

第7条 入札方法は、公告に定める日時及び場所へ持参又は郵便による入札とする。

（開 札）

第8条 開札は、公告に定める日時及び場所において行うものとする。

- 2 契約担当課長は、落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札を終了するものとする。
- 3 前項の落札候補者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（入札参加資格の審査及び落札決定）

第9条 契約担当課長は、公告に定める入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者とし、入札参加資格を有していないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし審査を行い、落札者が決定されるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格要件審査は行わない。

- 2 契約担当課長は、落札候補者が入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者として決定し、当該落札者には速やかに連絡するものとする。また、入札参加資格を有していないと認めたときは、当該落札候補者に対して連絡するものとする。

（無効入札）

第10条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

- (1) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合
- (2) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (4) その他物件の買入れ等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

2 市長は、前項の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。